

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

君富下建第124号

令和6年7月10日

千葉県知事 熊谷俊人 殿

提出者 〒299-1152

住 所 君津市久保2丁目13番1号

氏 名 君津富津広域下水道組合

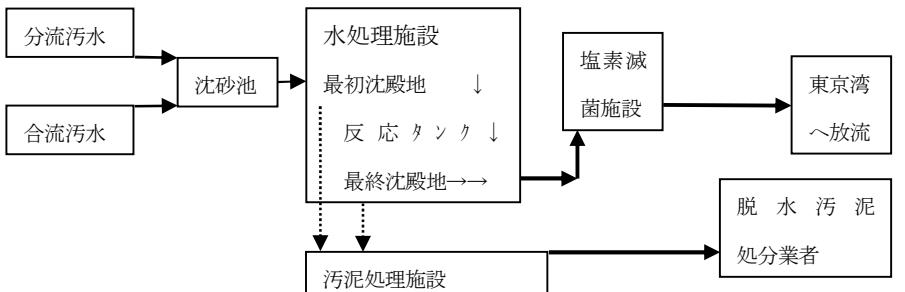
管 理 者 石井宏子

電話番号 0439-56-1252

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	君津富津終末処理場
事業場の所在地	千葉県富津市新富9番の2
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	(大分類：電気・ガス・熱供給・水道業 中分類：水道業)
② 事業の規模	計画処理面積及び処理水量 処理面積1,969ha 現有処理能力51,800t/日
③ 従業員数	21名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	

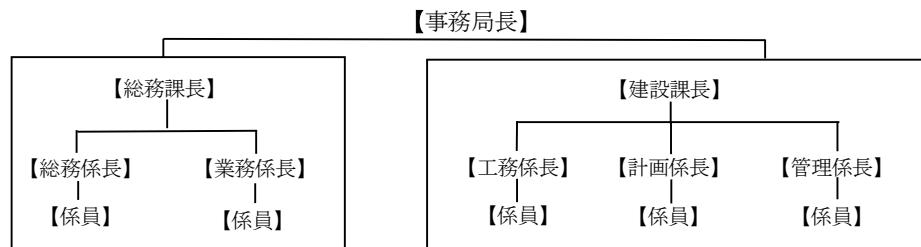
(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

【君津富津広域下水道組合 管理者 (君津市長)】

【君津富津広域下水道組合 副管理者 (富津市長)】



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥		
	排出量	46, 488 t	t	
(これまでに実施した取組)				
① 現状		発生汚泥46, 488 tを中間処理して、脱水汚泥を3, 838 t、沈砂・し渣を53 t場外に搬出し、発生汚泥量を42, 597 t減量した。 脱水汚泥 3, 838 t 沈砂・し渣 53 t		
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥		
	排出量	46, 400 t	t	
(今後実施する予定の取組)				
② 計画		脱水機の運転管理を適正に行い、低い含水率を維持する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
③ 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用は行っていない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら再生処理を行う計画はない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	42, 597 t	t
② 計画	(これまでに実施した取組) 脱水機の運転管理を適正に行った。		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	42, 600 t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら熱回収を行う予定はない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量		0 t	t
(これまでに実施した取組) 海洋投入処分は行っていない。			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		0 t	t
(今後実施する予定の取組) 海洋投入処分の計画はない。			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
全処理委託量	3, 891 t		t
優良認定処理業者への 処理委託量	1, 703 t		t
再生利用業者への 処理委託量	3, 891 t		t
認定熱回収業者への 処理委託量	0 t		t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t		t
(これまでに実施した取組) 脱水汚泥について、含水率を下げることにより処理委託量を減量した。			

【目標】		
② 計画	産業廃棄物の種類	脱水汚泥
	全処理委託量	3, 800 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1, 700 t
	再生利用業者への 処理委託量	3, 800 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>水処理施設内の汚泥の減量方法については、詳細に調査をして、データ収集後、放流水基準を順守しながら、最良の方法が得られるよう分析及び検討をし、総合的な判断の基に、工夫を加えながら減量方法実施していくものである。</p>		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

④ 産業廃棄物の一連の処理の工程

